

四	三	二	一	行	平	省	○
發	用振	の法	発号	名	成件	二十三	債務
行	等替	条律	行称		等	十九	の省告
方	法	項及	の及		十	次年	示第
法	の	び根	び	九	年五	号	等第
	適	そ拠	記	年	（）		

第五条第十ー項の規定に基づき、利付国債の発行した利付国債券（十年）（第三百四十二条九特別百三十九年）に付する利回りを示す。昭和五十七年大蔵省令（昭和五十七年五月八日）

五

ハロイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II 加場び札格第参市行争
非者特国発競 I 加場入行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
入場も加、た価格国定特あ争争す得格
札特の者財後格競債め別つ入るらを
発別にご務に競争市る参て札札もれ募
行参よと大行入札特の者財同行に価額
一加るに臣わ札發別にご務時一よ格に
と者発応がれの行参よと大にとるをよ
い・行募各るの行参よと大にとるをよ
う第へ限國入募一加るに臣行い發そり
。II以度債入と者発応がわう行の加
非下額市札のい・行募各れ。一發重
価一を場で決。第へ限國る、下
格國定特あ定一I以度債入価一
競債め別つを及非下額市札格非格し

六

イ

發

ニ

ハ

口

非者特国行争	非者特国	札非	入価	入価
価・別債	入価・別債	発競	札格	行札格
格第参市	札格第参市	行争	発競	発競
競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	入	行争額	行争

でた条特	でた条特	でた条特百に規関十億額發律のに六つ定う額
二利第別	二利第別	三利第別二つ定す九七面行第公必億いにち面
千付一會	千付一會	億付一會十いにる年千金し三債要千て基、金
四国項計	四国項計	八国項計六て基法度八額た条のな三はづ財額
百債のに	百債のに	千債のに億はづ律予百で利第發財百、き政で
五に規関	五に規關	十に規關八、き第算五一付一行源三額發法二
十つ定す	十つ定す	五つ定す百つ定す百額發四分十兆國項のの十面行第兆
七いにる	七いにる	億いにる万いにる十面行十～五五債の特確万金し四七
億て基法	円て基法	円て基法五金し六、万千に規例保円額た条百
円、づ律	、づ律	、づ律万額た条特円八つ定にを、で利第七
額き第	額き第	額き第円で利第別へ百いに關國財三付一十
面發四	面發四	面發四四付一會平九て基する政百國項二
金行十	金行十	千國項計成十はづるた運四債の億
額し六	額し六	五債のに二九、き法め營十に規円

十
十
七
六

償
還
金
額
償
還
期
限

額 平 利 て を 每
面 成 子 、 支 年
金 三 を そ 払 三
額 十 支 の 期 月
百 九 払 日 と 二
円 年 う 以 し 十
に 三 。 前 、 日
つ 月 六 各 及
き 二 月 支 び
百 十 間 払 九
円 日 に 期 月
属 に 二
す お 十
る い 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100 \times 2}$$

十
十
四
初

期
利
子

規 下 は 期 た 期 平
定 、 、 が 金 と 成
す 次 そ 銀 額 し 二
る 号 の 行 を 、 十
期 及 翌 休 支 次 九
日 び 営 払 の 年
に 第 業 う 算 九
つ 十 日 。 式 月
い 六 に た に 二
て 号 支 当 だ よ 十
同 に 払 た し り 日
じ お う る 、 算 を
。 い へ と 支 出 支
。 て 以 き 払 し 払

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100 \times 365} \times 52$$

の 経 利 入 價 ・ 別 債 行 争 非 者
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 ・
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I

る 定 り 払 募 年
。 す 算 込 入 ○
る 出 金 決 ・
期 し 額 定 一
日 た に の パ
に 金 加 通 ।
払 額 え 知 セ
い を 、 を ン
込 第 次 受 ト
む 二 の け
も 十 算 た
の 号 式 者
と に に は
す 規 よ 、

二十九十八

払者入払元
込札場利
期參所金
日加支

平財日本
成務銀行
二十大臣
九年から
五月通知を
十一受けた
一日者